

平成 30 年度 第 6 回天竜区協議会

次第

日時：平成 30 年 9 月 26 日（水）

午後 2 時 00 分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 諮問事項

平成 31 年度天竜区役所費の予算要求の概要について【資料 1】

(2) 協議事項

ア 浜松市立地適正化計画について【資料 2】

イ 遠州灘海浜公園（篠原地区）への野球場整備について【資料 3】

(3) その他

地域課題について

5 その他

(1) 次回開催予定

日時 平成 30 年 10 月 16 日（火）午後 2 時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

【資料 1】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	平成 31 年度天竜区区役所費予算要求の概要について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>平成 31 年度浜松市予算の編成に関して、天竜区区役所費の予算要求を行う。</p> <p>未来まで続く持続可能な財政運営に向け、歳入確保を徹底するとともに、各政策、事務事業においても前例にとらわれることなく、事業の廃止、見直し、選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、総合計画や総合戦略に基づく諸施策を積極的に推進していく。</p>
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	平成 31 年度天竜区区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：平成 30 年 10 月 19 日
担当課	天竜区区振興課

【資料1-2】

平成31年度 天童区役所費 予算要求の概要

天童区役所

(単位:千円)

費用項目	平成31年度 当初要求額A	平成30年度 当初予算額B	増減 A-B	内 容
天童区役所費	375,007	365,802	9,205	職員の人件費は除く
人件費	1,831	1,781	50	区協議会委員報酬
区管理運営事業	96,668	96,668	0	庁舎・公有財産・公用車の維持管理や区役所運営経費
協働センター等管理運営事業	167,340	167,340	0	協働センター、ふれあいセンターの運営・建物維持管理・公用車管理に要する経費
区協議会運営事業	140	224	△ 84	区協議会の運営に要する経費
地域力向上事業	31,534	28,355	3,179	市民提案による住みよい地域づくり助成事業、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業
行政連絡文書配布事業	30,205	30,205	0	文書配布業務委託
旧天童地域自治区ふるさとづくり事業基金積立金	5	5	0	利子積立金
自治会振興事業	21,203	16,892	4,311	防犯灯の設置や修繕、維持、自治会集会所整備に対する補助金
区大事業	26,081	24,332	1,749	鹿島の花火大会、産業観光まつり、森林のまち童話大賞、駅伝大会

【資料 2】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	浜松市立地適正化計画について
事業の概要	<p>目的：人口減少等の社会情勢を踏まえ、市民の快適な暮らしを支える持続可能な、コンパクトでメリハリの効いたまちづくりの実現として、「浜松市立地適正化計画」を策定するもの。</p> <p>概要：居住機能や医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであり、都市計画区域を対象として作成する計画。 具体には、医療・福祉等のサービス施設を誘導する「都市機能誘導区域」と「誘導施設」、人口密度を維持し、各種サービスが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき「居住誘導区域」を定め、計画目的の実現に向け、これら区域を対象とした誘導施策の実施もしくは支援等に係る考えや進め方を示すもの。</p>
対象の区協議会	全区協議会
内 容	別添の計画（案）概要版のとおり。
備 考	<p>今後のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民説明会 10/16～11/2 <ul style="list-style-type: none"> 10/16（火）19:00～ 市役所北館 1 階 101・102 会議室 10/18（木）19:00～ 西区役所 3 階大会議室 10/23（火）19:00～ 浜北区役所 3 階大会議室 10/25（木）19:00～ 天竜区役所 2 階 21・22 会議室 10/29（月）19:00～ 東区役所 3 階 32 会議室 11/ 1（木）19:00～ 南区役所 3 階大会議室 11/ 2（金）19:00～ 北区役所 3 階 31 会議室 ・ 策定・公表 平成 31 年 4 月
担当課	都市計画課

浜松市立地適正化計画（案）

概要版

〇〇〇〇年〇〇月

浜松市

今、まちづくりの転換が求められています。

- ・今までは人口の増加に合わせて市街地が拡大してきました。
- ・今後は急激な人口減少、少子高齢化が予測されています。
- ・このままでは、市民の生活や活動に様々な影響が予想されます。

例えば・・・

交通の便が悪くお出かけが面倒

路線バスの利用者が減り、運行本数が減便。
お出かけが不便に・・・

主要な駅・バス停の 利用者数

2015年	2,758万人
↓	(予測値)
2025年	2,692万人
2035年	2,545万人
2045年	2,344万人



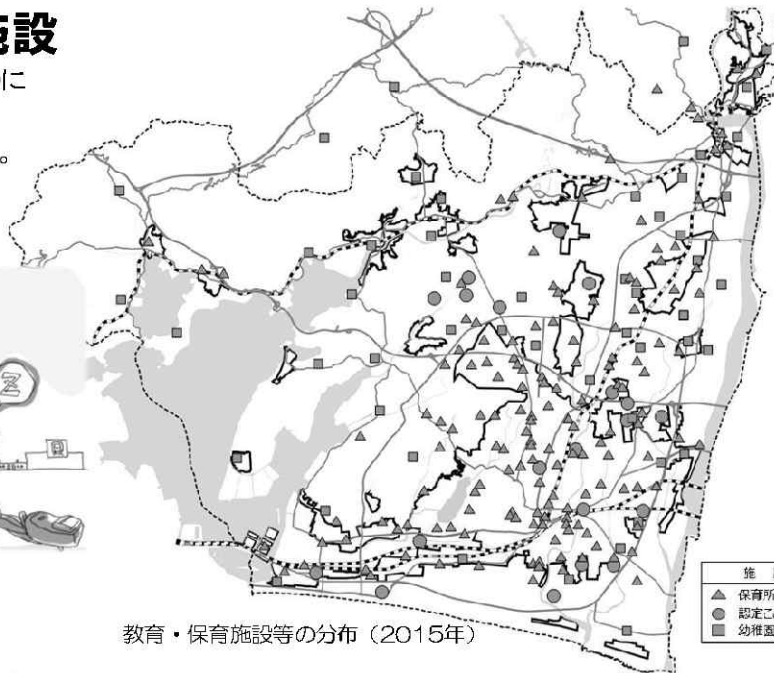
利用しにくい公共施設

税金が減る一方で福祉への費用が増加。
施設の統廃合で身近な施設が
駅から遠い場所へ・・・



点在するサービス施設

通勤に便利な駅近に住んだのに
病院や保育園がない。
自動車がないととても不便・・・



ワクワク感に欠けるまちなか

都心は人通りが少なく、閉まっているお店も多くて賑わいがない・・・

都心の歩行通行量

2015年	90,313人
↓	(予測値)
2025年	88,000人
2035年	83,000人
2045年	77,000人



浜松市は「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」を進めます

■立地の適正化に関するまちづくりの方針

・創造都市の取り組みを支え、都心の賑わい向上を図ります

・公共施設の集約・再編を、生活利便性を維持しながら進めます

・公共交通で暮らしやすい機能誘導を図ります
・産業振興を支える居住誘導を図ります

都市機能誘導区域

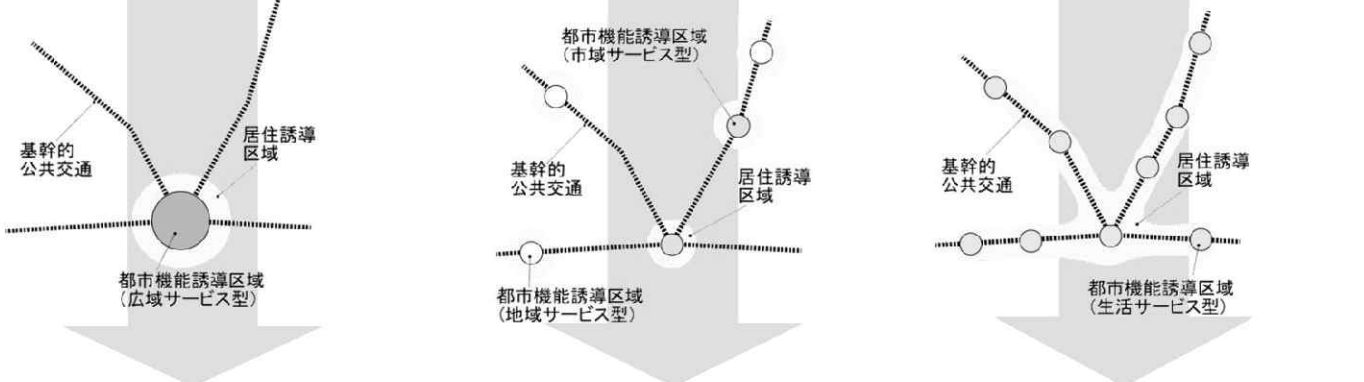
広域な公共交通ネットワークを活かして、商業・文化等の機能を集積し、都心機能の向上や維持を図る区域

公共交通でのアクセス性を活かして、拠点的な公共施設を集積し、利用者の利便性の確保を図る区域

身近な公共交通を活かした暮らしの充実に資する医療・福祉機能を集積し、居住誘導を図ることで、生活サービス機能の向上や維持を図る区域

居住機能誘導区域

都市機能の誘導を図る拠点周辺と、利用者の維持が見込める公共交通路線周辺に居住を誘導



賑わいと創造性にあふれるまちなか

まちなかはいつも賑やか。洗練された文化が心地よく、まちがとても楽しく感じられる。



サービス施設が集まる駅周辺

駅の近くの保育園に子供を預けて通勤。帰りも近くのスーパーに寄れて便利。



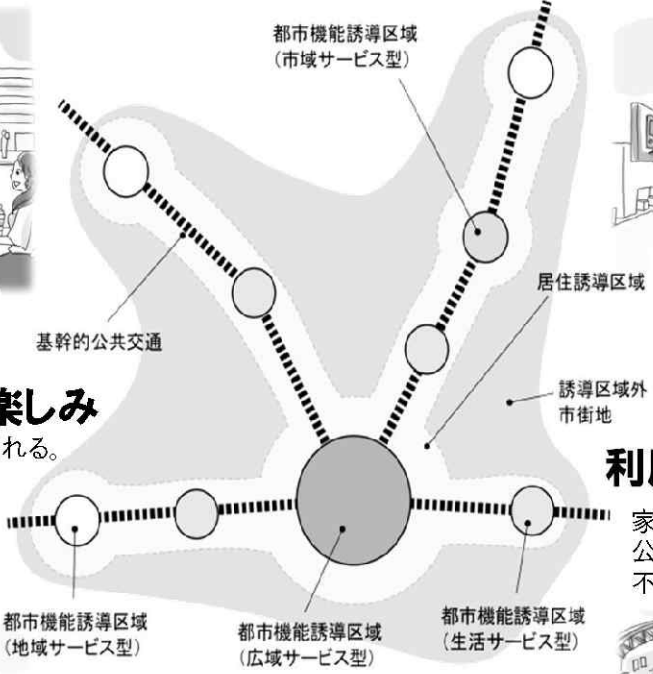
バスでのお出かけが楽しみ

家の近くを走る路線バスにすぐ乗れる。バスの利用者も増え、減便の心配はなさそうだ。



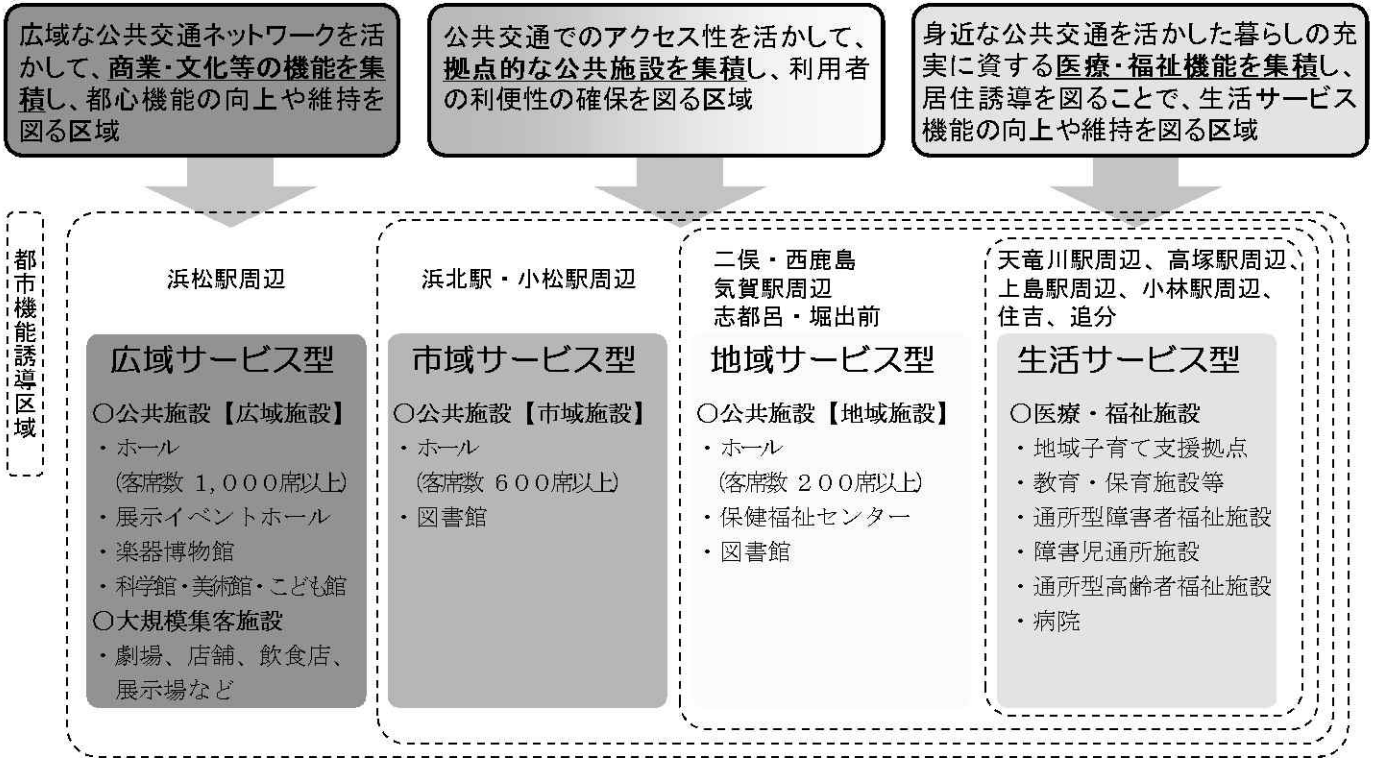
利用しやすい公共施設

家の近くのホールが統合されたが、公共交通でアクセスしやすいから不便はそれほど感じない。



■誘導施設

都市機能誘導区域に誘導すべき施設を方針に基づき設定します。



■都市機能と居住を誘導するための取組

方針の実現に向け、都市機能と居住を誘導するための取組を設定します。

都市機能を誘導するための取組

拠点 共通	1) 魅力ある拠点の形成
	2) 公共交通や徒歩・自転車による移動環境の確保
	3) 誘導施設の立地に関連する財政・金融・税制上の支援
	4) 公的不動産の活用

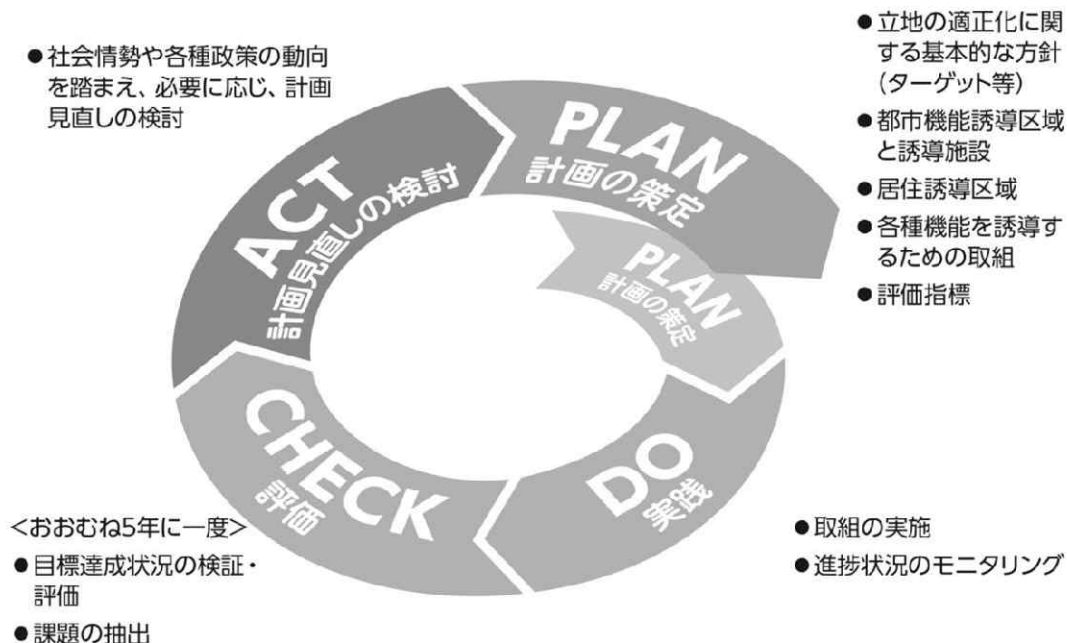
広域サービス型	1) 都市型産業等の集積促進
	2) 歴史文化機能の集積促進
	3) 都心の回遊性向上
市域・地域サービス型	1) 公共施設の維持、立地の推進
	2) 市民活動の支援
生活サービス型	1) 子育て支援・福祉施設の立地促進
	2) 健康まちづくりに対する市民意識の向上

居住を誘導するための取組

1) 区域内への住宅供給の促進
2) 良好な居住環境の形成
3) 拠点等への交通利便性の向上
4) 住民が安全で安心して暮らせる交通環境や防災性の向上
5) 区域内への居住の促進に向けた情報提供

■計画の実現に向けて

PDCAサイクルに基づき、おおむね5年ごとに計画の進捗状況を3種類の評価指標とともに確認。必要に応じ、区域、誘導施設、施策の変更等計画見直しを庁内連携のもと実施します。



政策効果・進捗確認指標

指標	現状値	目標値
都心の歩行通行量	約9.0万人 (2015年)	約11.8万人 (2024年)
公共建築物の充足率	64.1% (2015年)	80% → 100% (2024年) (2044年)
居住誘導区域に住む人口の割合	44.5% (2015年)	53.1% (2045年)
主要な駅・バス停の利用者数	約2,758万人 (2015年)	約2,720万人 (2045年)

コンパクトシティ実現状況確認のための指標

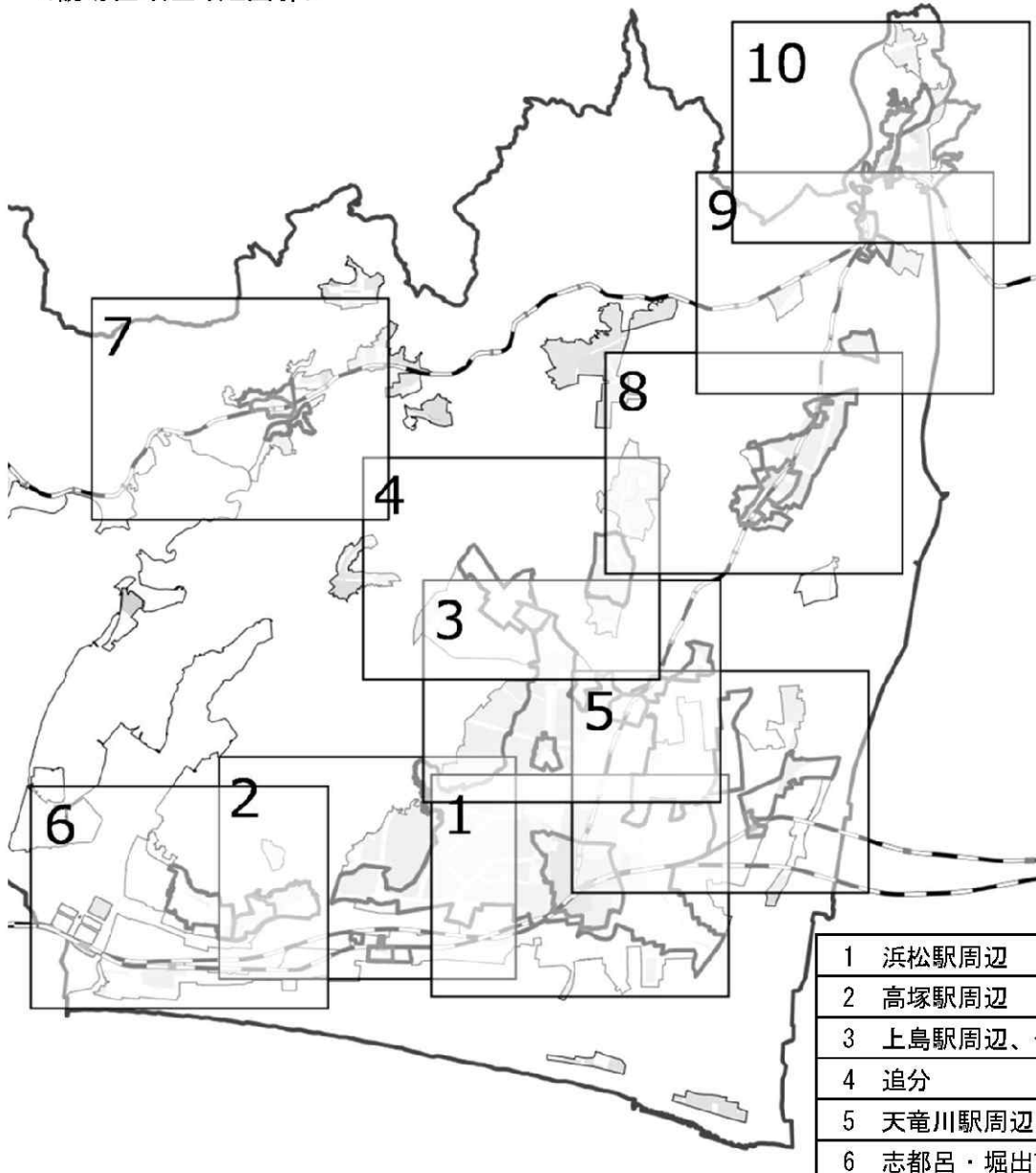
指標	現状値	目標値
居住誘導区域内人口密度	69.4人/ha (2015年)	69.4人/ha (2045年)
誘導施設の都市機能誘導区域内充足率	44.8% (2018年)	51.7% (2045年)

モニタリング指標

指標
都市機能誘導区域内外誘導施設数
居住誘導区域内外人口
届出制度届出数・内容・対応状況

■都市機能誘導区域・居住誘導区域

<誘導区域全域と図郭>

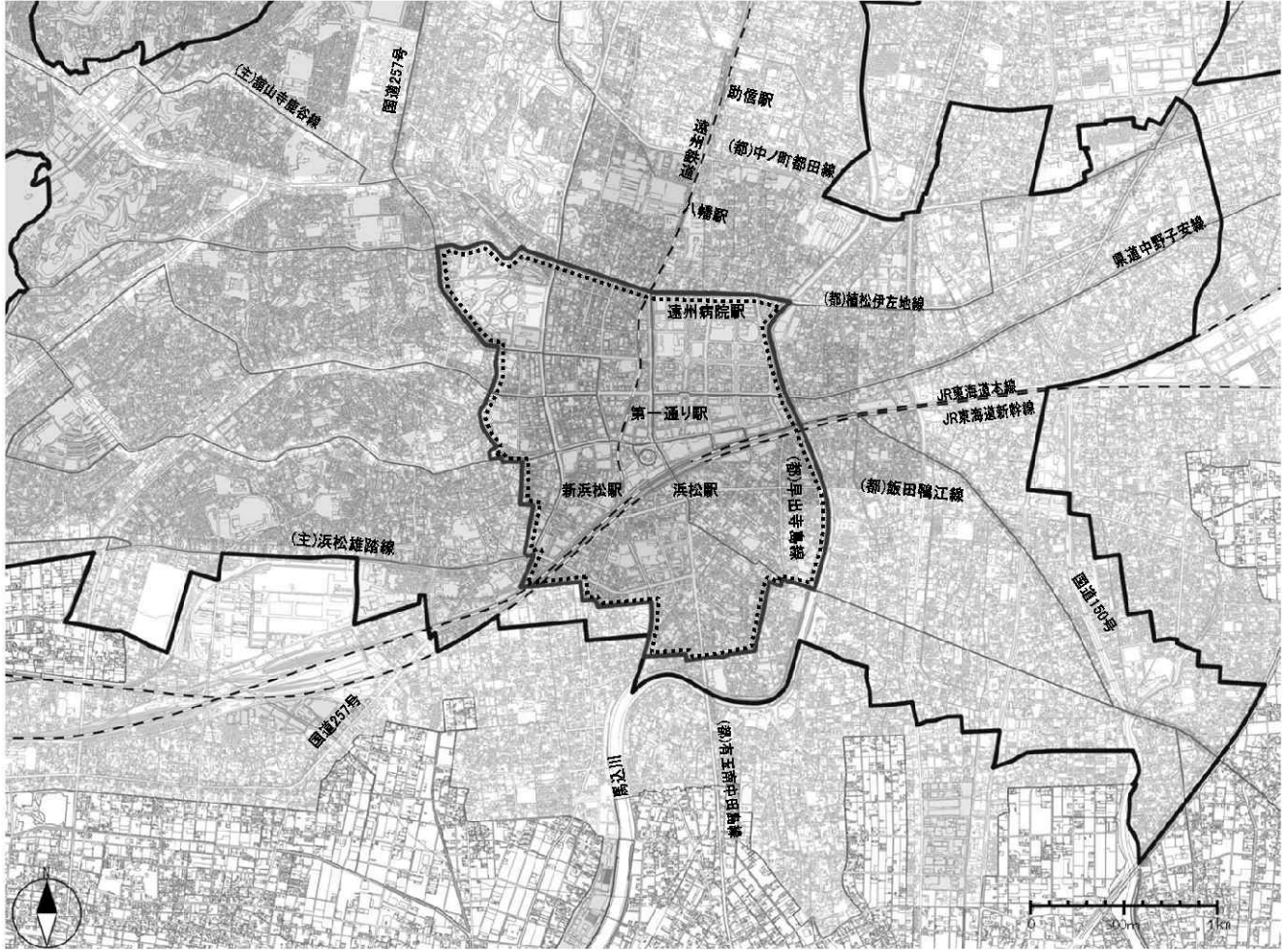


1	浜松駅周辺
2	高塚駅周辺
3	上島駅周辺、住吉
4	追分
5	天竜川駅周辺
6	志都呂・堀出前
7	気賀駅周辺
8	浜北駅・小松駅周辺、小林駅周辺
9	二俣・西鹿島（その1）
10	二俣・西鹿島（その2）

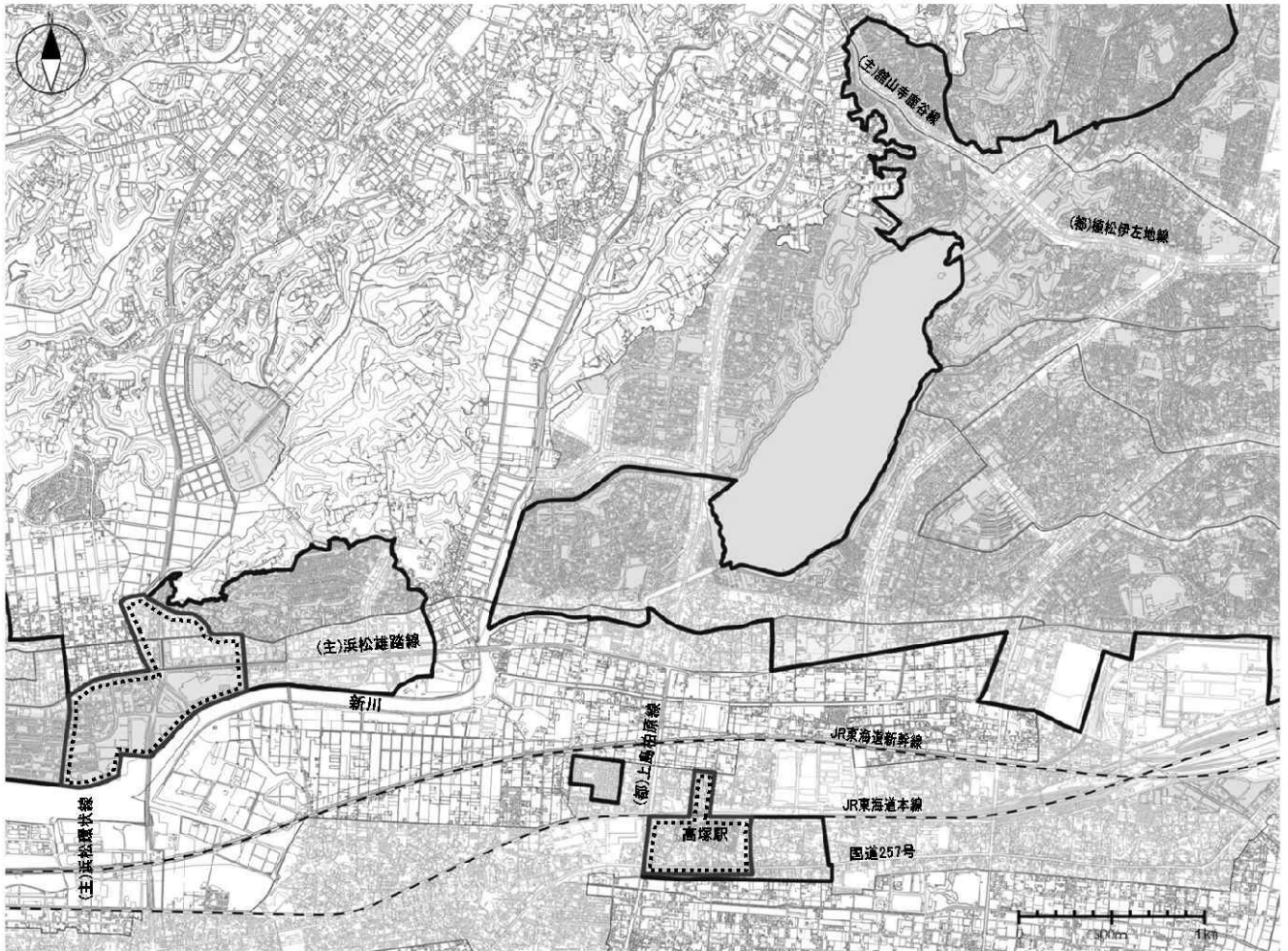
(次ページ以降の凡例)

区域等		都市機能誘導区域		居住誘導区域	
	都市計画区域		都市機能誘導区域		居住誘導区域
	市街化区域	※ただし、災害リスクの高い地域(災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波浸水想定区域(L2ケース1)(防潮堤整備後)、その他地域(生産緑地地区・都市計画施設・市民の森・環境整備法第二種区域)は、誘導区域に含まない。			
	鉄道				
	居住誘導を図るバス路線				
用途地域					
	第1種低層住居専用地域		第1種住居地域		商業地域
	第1種中高層住居専用地域		第2種住居地域		準工業地域
	第2種低層住居専用地域		準住居地域		工業地域
	第2種中高層住居専用地域		近隣商業地域		工業専用地域

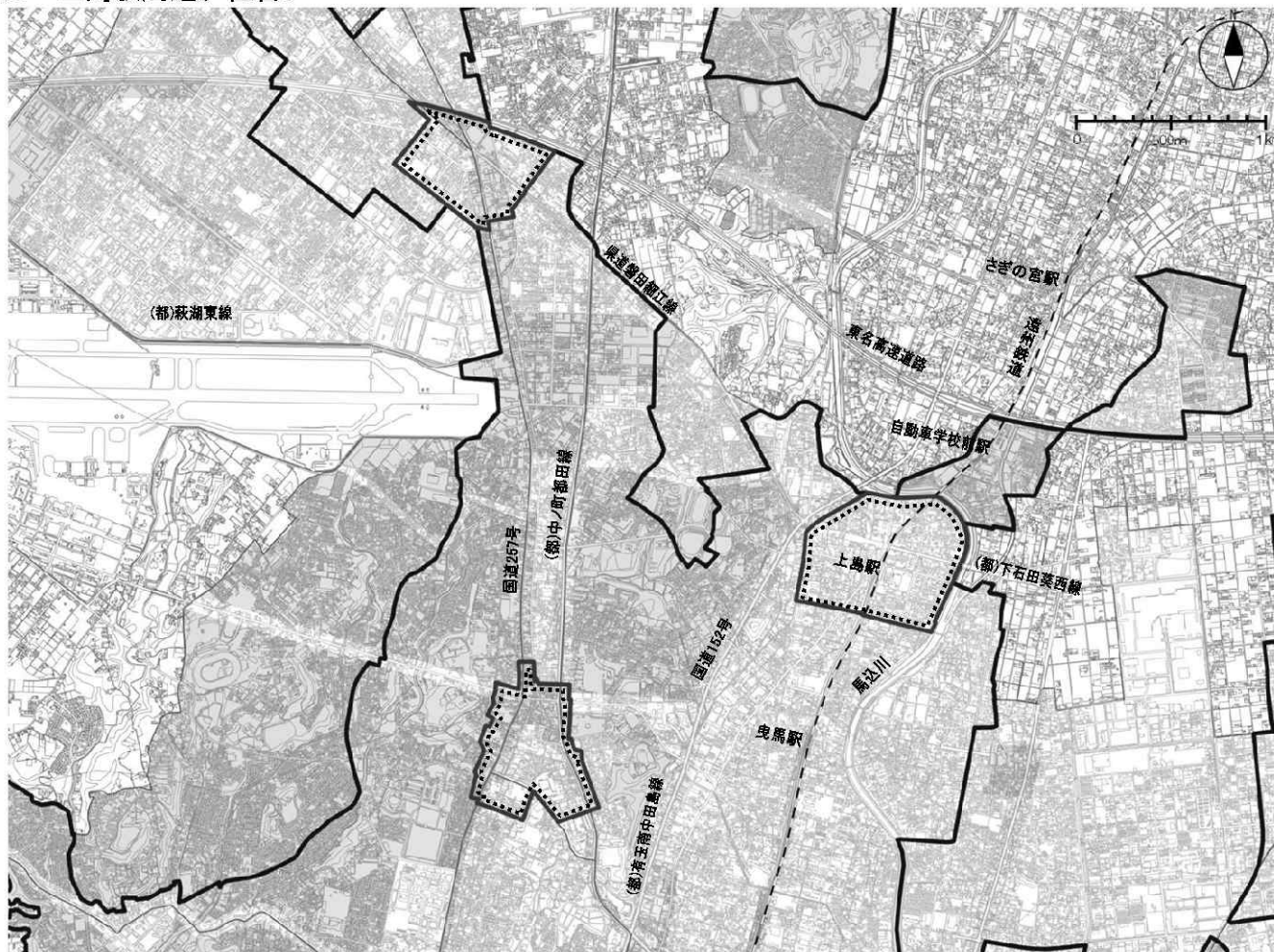
<1 浜松駅周辺>



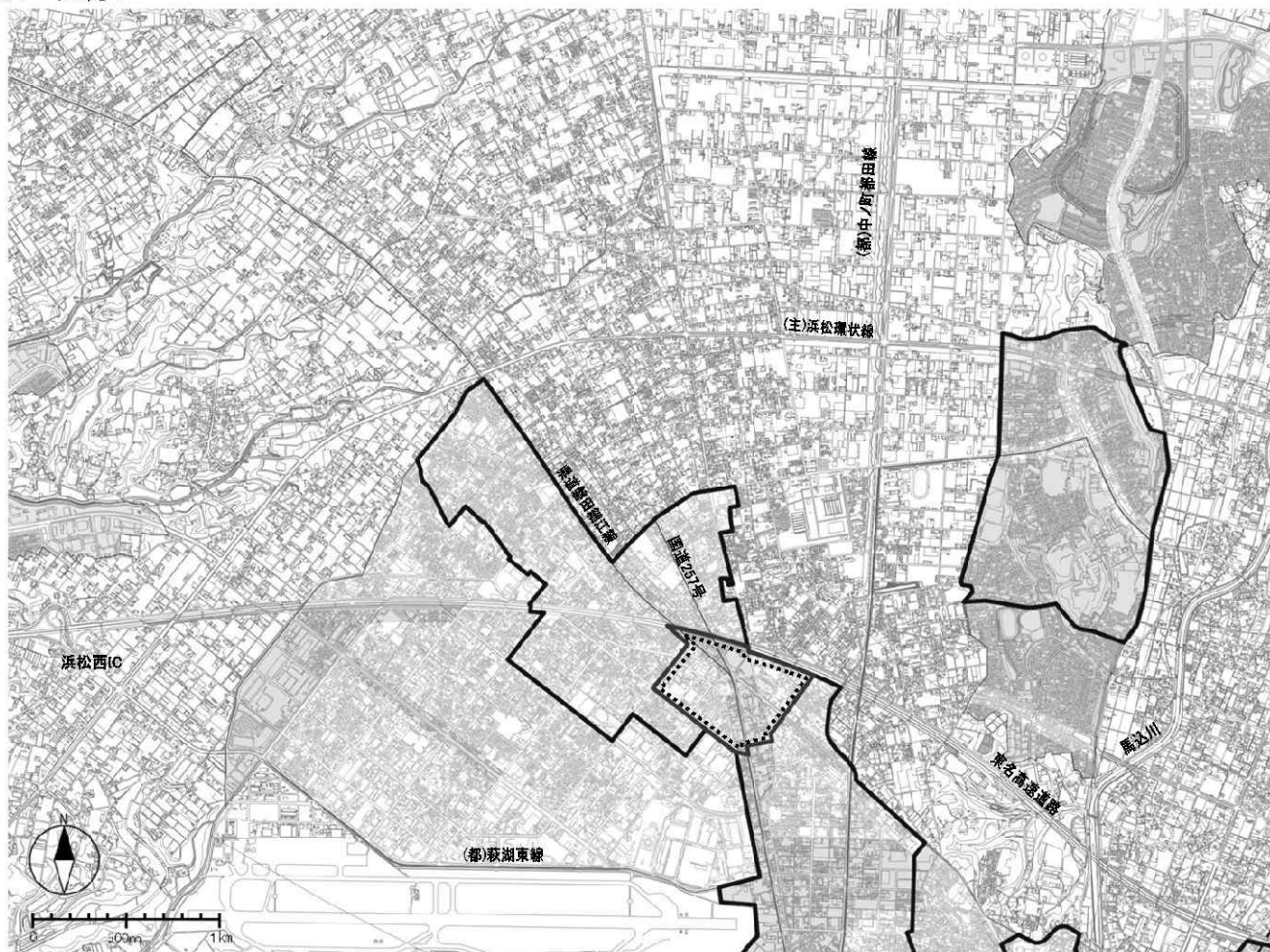
<2 高塚駅周辺>



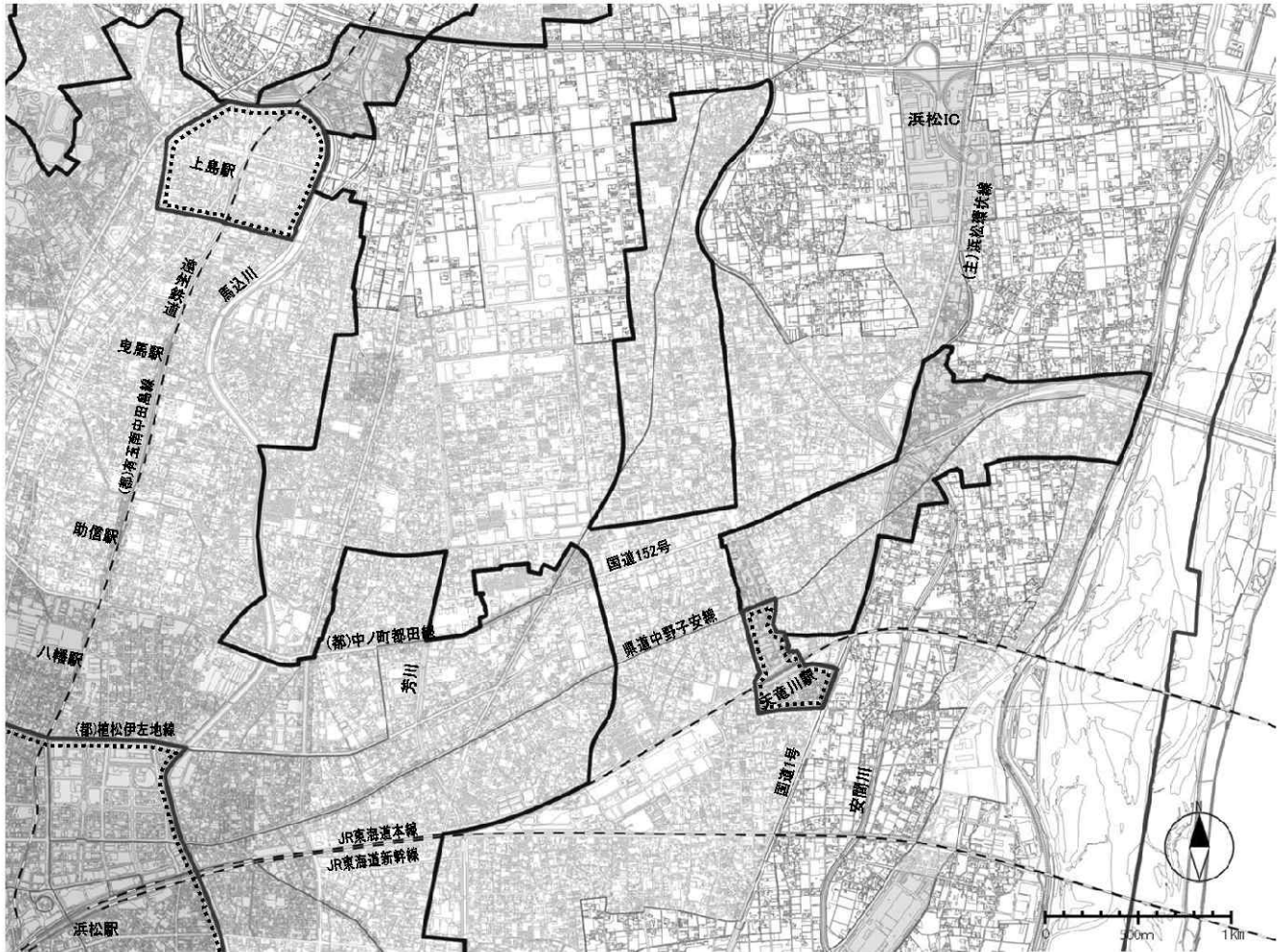
<3 上島駅周辺、住吉>



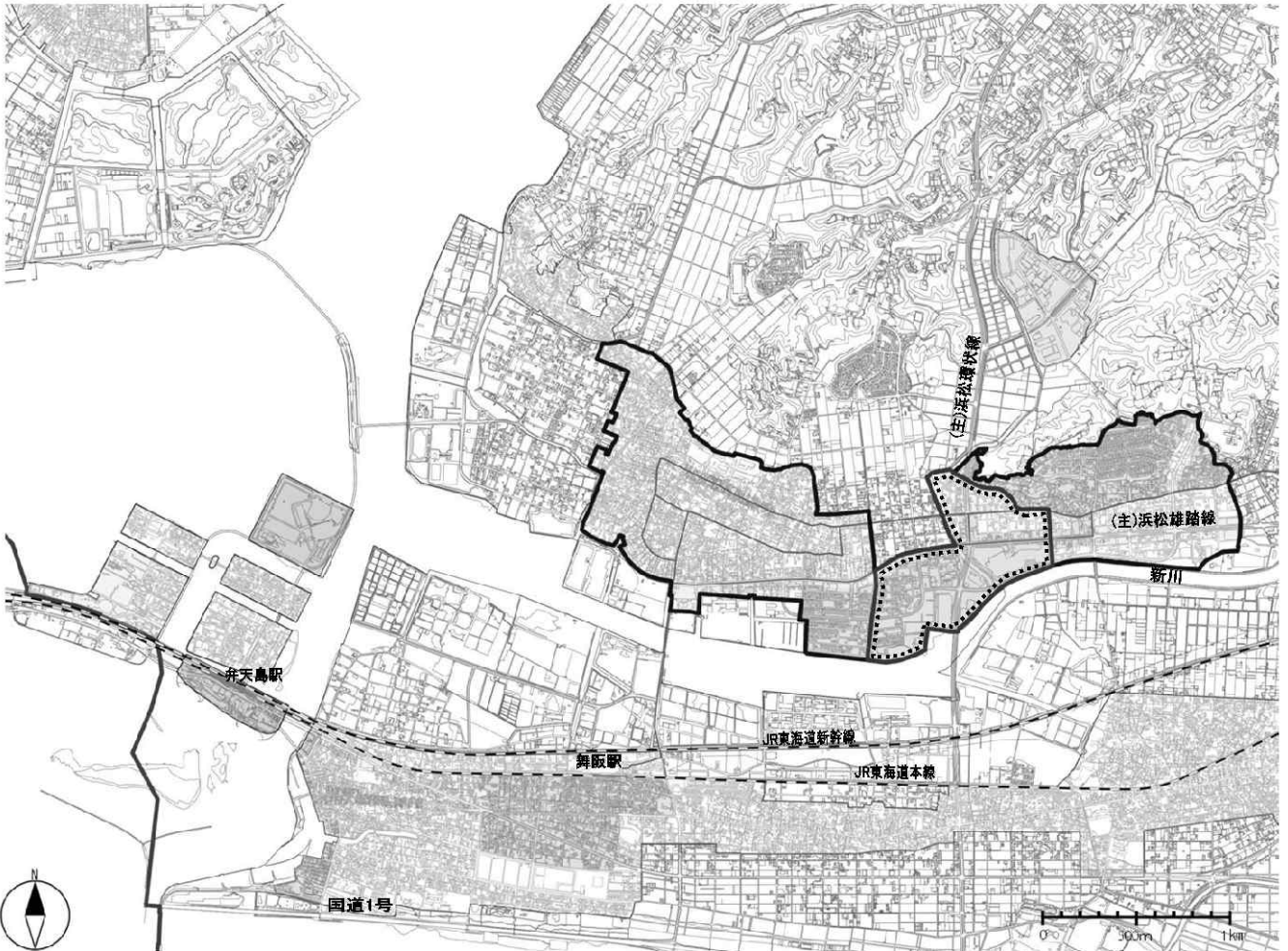
<4 追分>



<5 天竜川駅周辺>



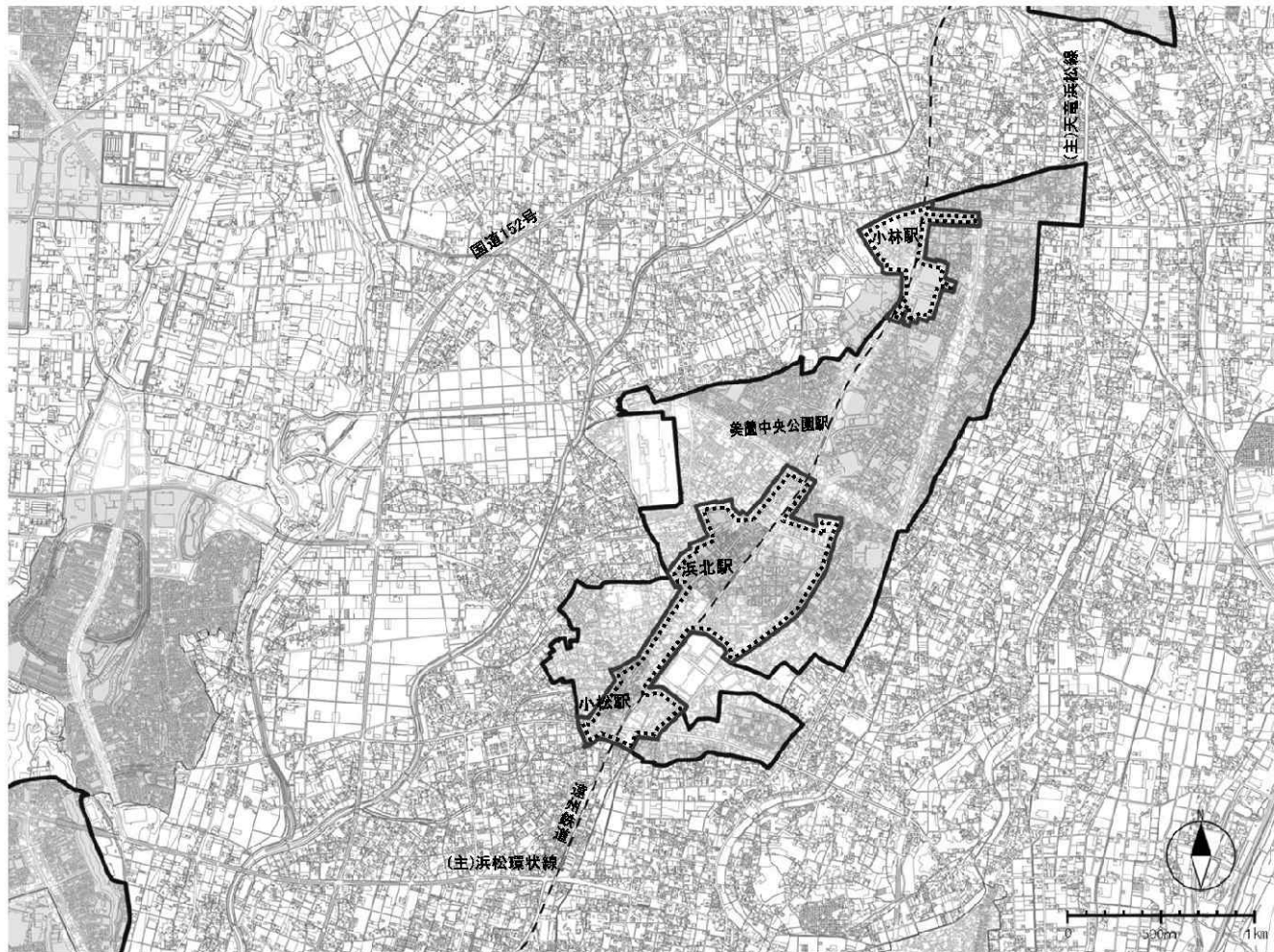
<6 志都呂・堀出前>



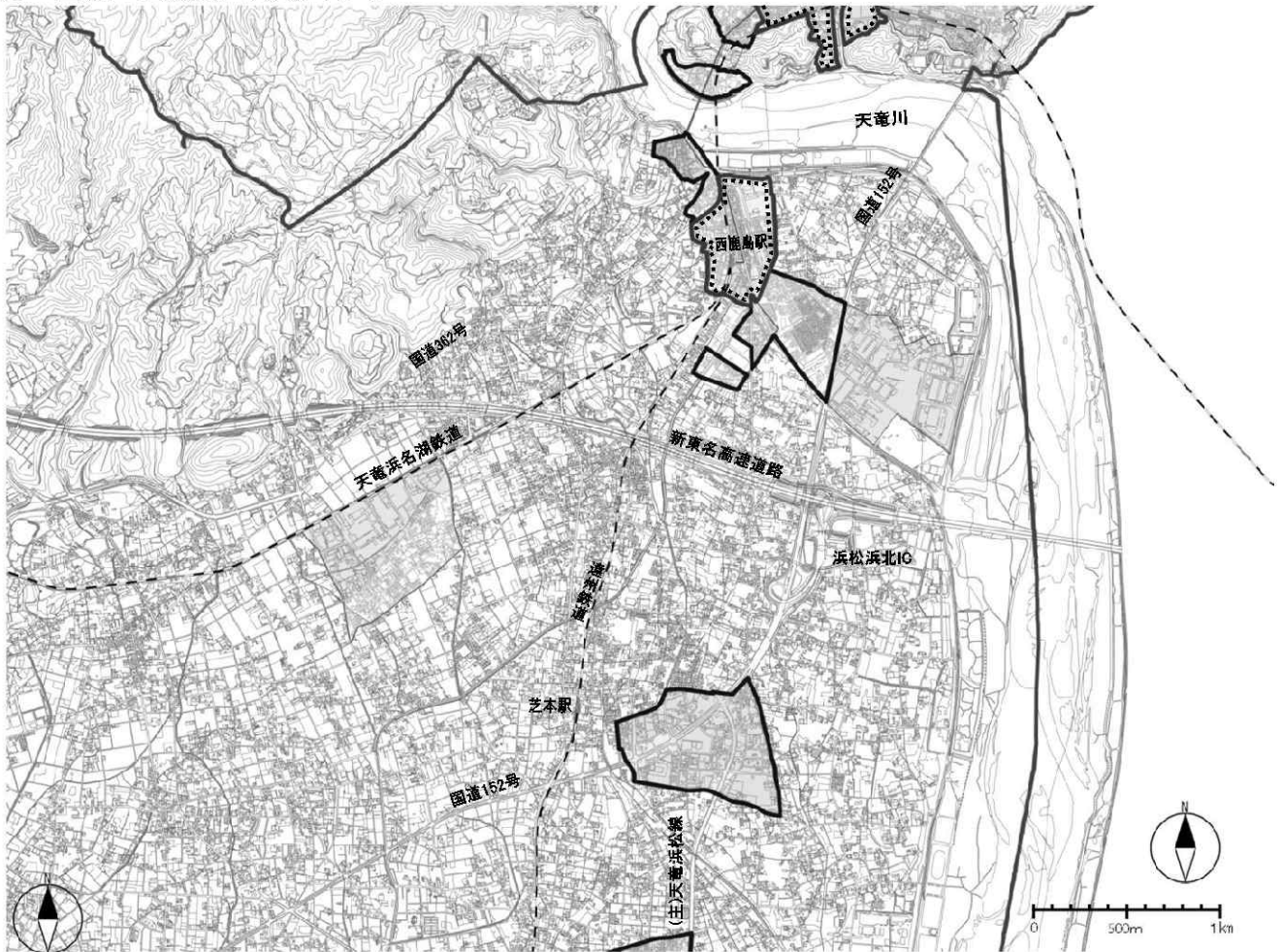
<7 気賀駅周辺>



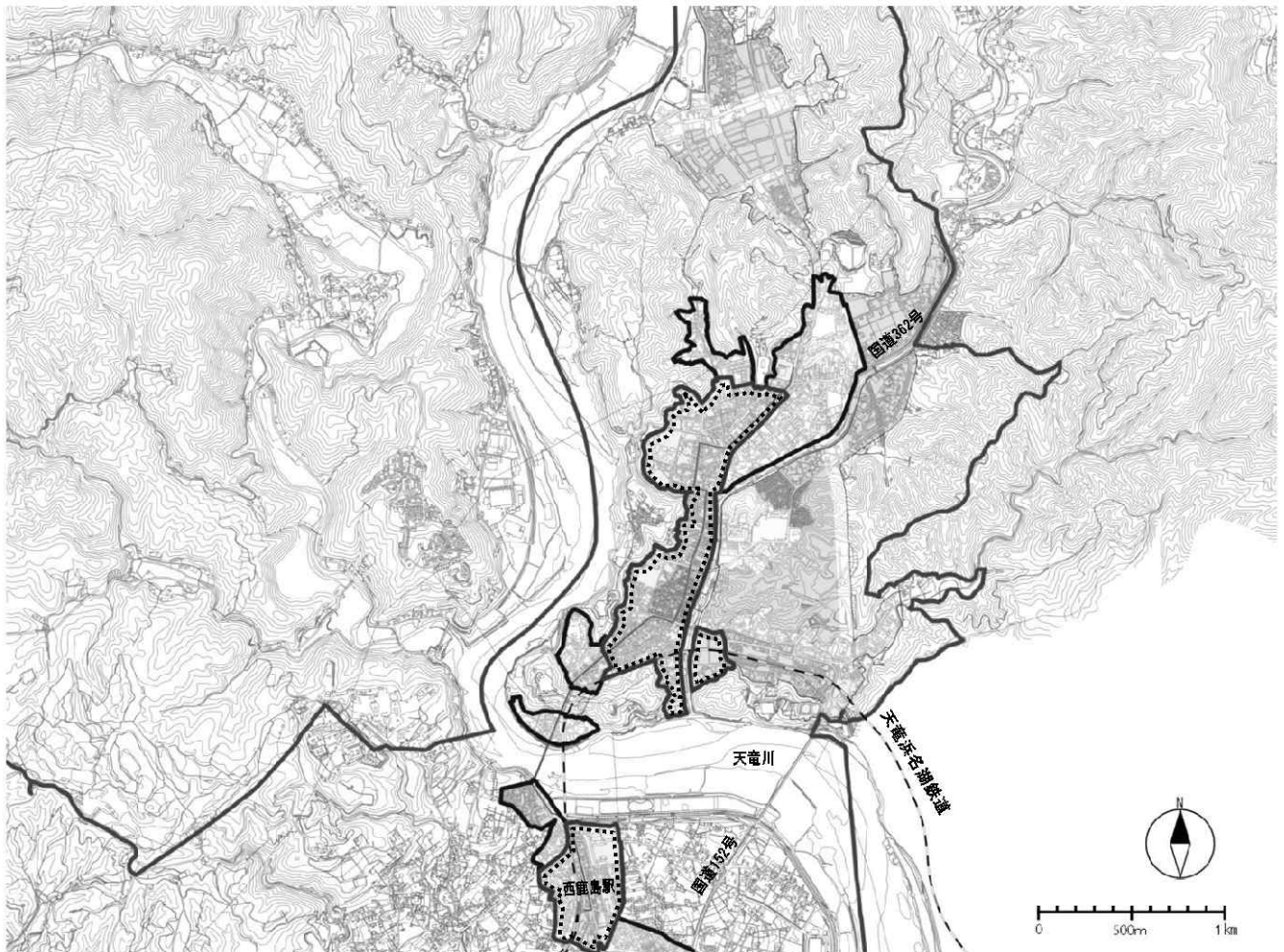
<8 浜北駅・小松駅周辺、小林駅周辺>



<9 二俣・西鹿島 (その1) >



<10 二俣・西鹿島 (その2) >

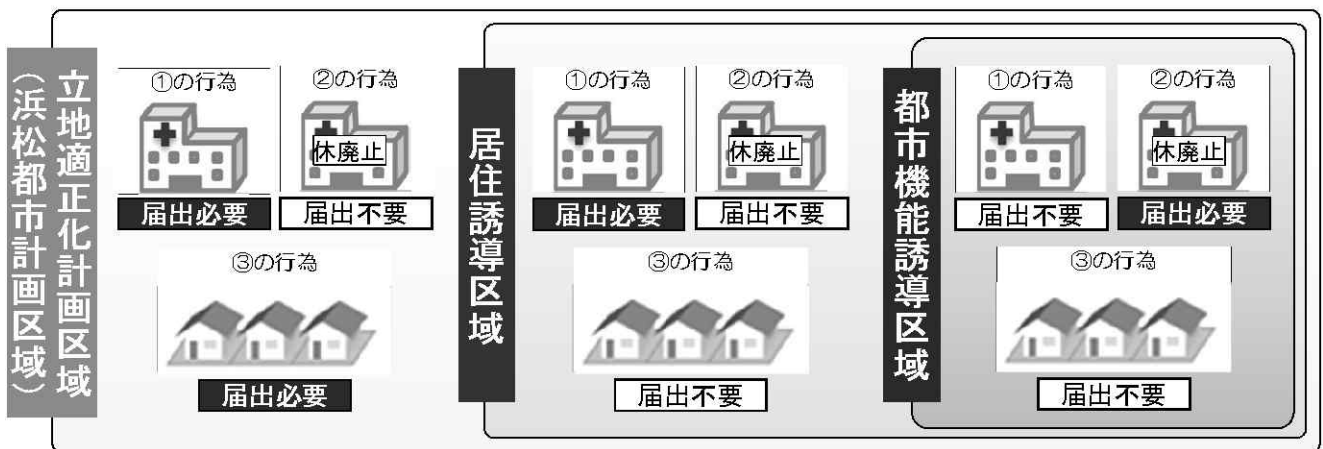


■浜松市への届出について

届出が必要となる行為	
都市機能誘導区域外	①誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為※又は建築行為※
都市機能誘導区域	②誘導施設の休止又は廃止
居住誘導区域外	③3戸以上または1,000㎡以上の住宅の建築を目的とする開発行為又は3戸以上の住宅の建築行為

※開発行為: 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画又は形質の変更(都市計画法第4条第12項)

※建築行為: 建築物の新築、増築、改築、又は移転(建築基準法第2条第13項)



浜松市立地適正化計画(概要版)

浜松市 都市整備部 都市計画課

〒430-8652

浜松市中区元城町103-2

TEL053-457-2644 FAX050-37374-6815

E-mail toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【資料3】

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	遠州灘海浜公園（篠原地区）の整備について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>浜松市大型スポーツ施設調査特別委員会（平成28年度～平成30年度）において、遠州灘海浜公園篠原地区東調査等について、計18回協議が行われた。</p>
対象の区協議会	全区協議会
内 容	<p>○進捗状況について</p> <p>平成30年8月28日(火)に浜松市議会議長が、遠州灘海浜公園（篠原地区）への野球場整備と同地区の公園基本計画策定の早期着手を求める要望書を静岡県知事へ提出した。</p> <p>なお、同日浜松市長から静岡県知事に「平成31年度静岡県予算に対する要望書（遠州灘海浜公園（篠原地区）の整備について）」を提出した。</p>
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	
担当課	スポーツ振興課・公園課

遠州灘海浜公園（篠原地区）の整備について

市民部 スポーツ振興課
都市整備部 公園課

大型スポーツ施設調査特別委員会

1 期 間

平成 28 年度～平成 30 年度(計 18 回)

2 主な協議内容

- ・遠州灘海浜公園の整備に係る経緯について
- ・四ツ池公園運動施設整備の考え方について
- ・遠州灘海浜公園篠原地区東調査事業について

3 結 論

- ・第 16 回大型スポーツ施設調査特別委員会（平成 29 年 12 月 1 日）
遠州灘海浜公園篠原地区東調査の結果を受け、各種対策を行えば野球場の建設は可能であるとの市の調査結果を了承する。
- ・第 17 回大型スポーツ施設調査特別委員会（平成 30 年 1 月 18 日）
県当局に対して、県営野球場の基本計画策定の早期着手を要望する。
- ・第 18 回大型スポーツ施設調査特別委員会（平成 30 年 8 月 16 日）
浜松市議会議員から「遠州灘海浜公園（篠原地区）への野球場の整備に関する要望書」を県知事に提出する。

「遠州灘海浜公園（篠原地区）への野球場整備に関する要望」（市議会議員）

1 提出日

平成 30 年 8 月 28 日（火）

2 出席者

川勝知事、飯田浜松市議会議員

3 概 況

浜松市議会議員が知事と面会し、遠州灘海浜公園（篠原地区）への野球場整備と同地区の公園基本計画策定の早期着手に関する要望書を提出した。

4 知事コメント

要望書受領後に記者からの「県としての立場からは一応進められる状況になったか」の質問に対して「そういうことですね。」と答えられた。

平成 30 年度における本市事業（野球場候補地の土地調査）

- ・予 算 額 27,700 千円
- ・調査内容 公園予定地 25ha のうち、約 8.9ha の用地測量及び物件調査

船明ダム水位低下工事概要図

護岸補修

船明ダム調整池を
水位低下させて作業ヤードを造成します

調整池を空にするため
船明発電所は停止します

下流用水取水口
※船明発電停止に伴い
通常の取水は不能

作業ヤード

水位低下により露出した
ダム表面の荒れたコンクリートを補修します

工事期間中は、このゲートを
全開にして上流からの水を
下流に流します

U : ダムゲートのゴムを
交換します

ダム直下に盛土堰を設置し、下流用水取水口（静岡県、農林水産省）に、ダムからの水を導きます。

下流用水取水用盛土堰（水中）

下流用水取水用盛土堰

ウェルカム集落の募集

移住者の受入れを希望する自治会を募集します。



◎ウェルカム集落って何？

- ・移住者の受入れ活動をする自治会を、市が支援する制度です。
- ・自治会の受入れ活動の結果、移住になった場合、市から報償費が支払われます。(報償費の額:移住者1人につき10万円)

●対象の自治会は？

- ・中山間地域内の自治会組織(都市計画区域内は除きます)
※複数の自治会の合同での登録や、班、組単位での登録も可能です。

◎自治会は何をするの？

- ・移住を希望する人との面会、地域の紹介
- ・集落の空き家調べ、空き家所有者への活動の提案 など
(集落によりそれぞれ違います)

●登録は簡単です。

- ・必要な書類は4点です。
「申請書」、「規約」、「役員名簿」、「集落の範囲の地図」

◎制度について詳しくは・・・

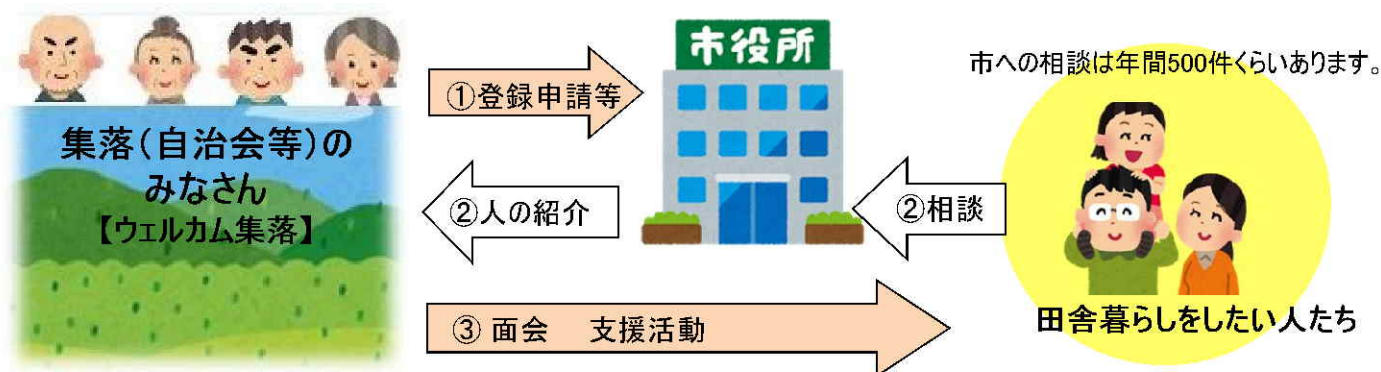
まず、地域内の区役所、協働センターにご相談ください。(裏面もご確認ください)

・天竜区区振興課	地域振興グループ	電話:053-922-0013
・春野協働センター	地域振興グループ	電話:053-983-0001
・佐久間協働センター	地域振興グループ	電話:053-966-0001
・水窪協働センター	地域振興グループ	電話:053-982-0001
・龍山協働センター	地域振興グループ	電話:053-966-2111
・引佐協働センター	地域振興グループ	電話:053-542-1112

【ウェルカム集落制度とは】

移住者の受入れ活動をする自治会を、市が支援する制度です。

制度のイメージ



◎大まかな流れ

- ① ウェルカム集落の登録申請をします。(事前の登録が必要です)
移住促進のための計画を作ります。(来てほしい人物像、守ってほしいこと等)
- ↓
- ② 市に移住相談があり、集落に適した人物であれば、自治会に紹介します。
- ↓
- ③ 移住を希望する人と、自治会が面会をします。
面会をしてみて、支援したいと思う人物であれば、移住に向けて支援します。
(全員を支援しなければいけない訳ではありません。)

例えば、どんなことをするの？(活動例)

- ・移住を希望する人との面会、地域の紹介
- ・集落の空き家調べ、所有者への空き家活用の提案

◎参考情報

ウェルカム集落内にある空き家所有者を支援する制度が、平成30年度から始まりました。ウェルカム集落に登録することで、所有者へ空き家活用の提案がしやすくなります。

【制度概要】

- 対象者：ウェルカム集落内にある空き家の所有者
- 条件：①自治会が支援している移住希望者と、賃貸・売買契約を結ぶこと
②賃貸・売買契約を結んだ相手が、集落内に移住になり6か月住み続けること
- 支援内容：1件につき報償費20万円を、所有者に支給します。

報償費の額

- ・支援活動の結果、集落内に移住になり6か月住み続けた場合は、移住者1人につき10万円を自治会に支給します。(例：1世帯3人の場合は30万円) ※ただし予算の範囲内

国道 152 号法面崩壊の現状と今後について

平成30年9月26日

天竜土木整備事務所

国道 152 号[天竜区龍山町瀬尻地内]の法面崩壊につきまして、現在の復旧工事の状況と今後について報告いたします。

◆ 現在の進捗状況（9月下旬現在）

崩落した土砂の撤去が完了し、ガードレールの復旧、仮設防護柵の設置工事を行っています。



現在の現場状況（9月20日現在）



現在の作業状況（9月20日現在）

◆ 今後の予定について

これまで作業人員を増員するなど復旧工事の進捗を図る様々な取組を実施してまいりました。その結果、当初予定していた11月下旬の片側交互通行での通行再開が早まり、通行再開予定が10月中旬～下旬の見込みとなりました。（下記、工程表参照）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
準備工	→					
法枠工	←	→	→			
アンカー工			←	→	→	
崩土除去			←	→		
防護柵工				←	→	→

※上段黒色：当初工程、下段赤色：実線は実施工程、破線は計画工程

・今後も随時情報提供を行ってまいります。

また浜松市ホームページにも情報を掲載しています。（毎週金曜日更新）

<http://www.city.hamamatsu/shizuoka.jp/>

■ 問い合わせ先

浜松市土木部天竜土木整備事務所 電話 053-926-1561